

○後期授業の開始に向けて（本学学生のみなさんへ）

京都教育大学長 太田 耕人

【学生・教職員ともに共通する事項】

- 1、毎朝の検温（記録）をお願いします。
- 2、次のいずれかに該当する方は、出席（出勤）を見合わせてください。
 - （1）渡航先に関わらず、海外から帰国してから2週間を経過しない者
 - （2）当日、発熱・せき・鼻水・咽頭痛などのかぜの症状、強い倦怠感、または味覚・嗅覚異常がある者

本学では、文部科学省からの通知「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」[※]（令和2年7月27日）をふまえ、前期に引き続き、対面授業が実施できるよう準備をすすめています。また、特例措置として認められる遠隔授業が実施できるように条件整備も行っています。

[※]文部科学省からの通知の要点：「大学設置基準は、教室等において対面で授業を行うことを想定している」、「授業の全部又は一部について面接授業が困難と判断される場合は、遠隔授業等の実施を検討する」

本学は教員養成大学であり、教育学部、大学院、専攻科すべてにおいて、教育実習以外にも、学校現場に即して学ぶ実地教育科目が大きな比重を占めています。また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のほぼ全教科の内容に対応するため、多種多様な授業を開講しています。とくに、理科の実験、芸術や体育の実技、技術科や家庭科の実習など、実験・実技・実習をとまなう授業科目を多数開講しています。

本年度後期は前期に実施できなかった教育実習も含め、教育学部1回生は公立学校訪問実習、2回生は附属学校参加実習、3～4回生は教育実習を履修します。また、3回生を中心に介護等体験にも参加します。

こうした実地教育の授業、実験・実技・実習をとまなう授業では、自分で実際に体験して知識や技能を身につけるとともに、他の受講生のすることをよく観察し、学び合うことも大切です。課題提示やオンライン講義だけで、将来教員になるために必要な知識や技能を修得することは困難であり、授業の到達目標も達成できません。

一方、感染症予防のためには、ウェブ上での課題提示やオンライン授業を行うことが有効とされています。以下に示す感染症対策を実施して対面授業を行いつつも、対面授業を実施できなかった授業回については、課題提示やオンライン授業も採り入れて、授業を実施していきます。

体調不良による欠席、通学途上の配慮、大学内での感染症対策は、次のように実施します。ご心配やお困りのことがありましたら、指導教員や教務課・学生課にご相談ください。

【大学内での感染拡大防止対策】

- 1、体調不良（当日、発熱・せきなどのかぜの症状等がある場合）による欠席は、自己都合による欠席扱いとはしません。授業を欠席した場合は、体調回復後、教務課へお越しくください。（授業欠席についての配慮依頼文書を交付しますので、授業担当教員へ提出してください。）
- 2、通学時の公共交通機関の混雑時間帯を避けるため、授業開始時刻に遅れて登校した場合（特に1限目の授業）は、授業終了時以後にその旨を授業担当教員に申し出てください。

- 3、各自、石けんによる十分な手洗いをお願いします。また、各建物の入り口に、アルコール消毒液を設置します。マスクは各自で準備していただき、必ず着用していただきますようお願いいたします。汚損した場合や手持ちがない場合等は、学生課へご連絡ください。
- 4、授業の教室配当は、一般の講義室での授業について、「定期試験時の着席方法による定員（間隔を空けて着席できる人数）以下」とする基準で配当します。間隔を空けて着席してください。
- 5、一般の講義室は、毎日、業者による消毒作業を実施します。また、利用頻度の高い中規模教室には、飛沫防止のためのアクリル板を設置しています。授業中は、換気設備のある講義室は換気運転を行い、窓も開けることとします。受講生の方が、換気設備を作動させたり、（授業中であっても）窓を開けていただいても構いません。
- 6、食堂の感染防止策として、食堂のテーブルに仕切り板を設置しています。また、混雑を緩和するため、食堂及び談話室の利用に加え、大学会館1階の大集会室、3階の演習室を利用できるようにします。なお、2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での利用をお願いします。
- 7、食事前後であっても、会話中は必ずマスクを着用してください。また、食事時の会話は控えてください。クラブ・サークル・学生団体のボックスに滞在中は、必ず、出入り口の扉や窓を開放し、マスクを着用してください。
- 8、体育実技等の更衣の際は、体育館・武道場・合宿所に分散しての利用をお願いします。
- 9、次に該当する期間は、感染拡大防止のため、対面授業を実施せず、遠隔授業とします。（今後の状況により変更する場合があります。）
 - (1) 近畿2府4県のいずれかの地域に、政府から「緊急事態宣言」が発出された場合の当該期間
 - (2) 京都府又は京都市から、大学に対し「休業要請」が発出された場合の当該期間
 - (3) 本学の学生、教職員に罹患者が認められた場合等で、本学危機対策本部が対面授業を休止する必要があると認めた期間

【遠隔授業時の対応】

- 1、全学休校時の遠隔授業は、原則、自宅で受講することになります。パソコン等がない学生に対し、教務課でノートパソコン[※]を貸し出します。データ通信に必要なSIMカードは、生協購買部で購入してください。（初回のみ大学が費用を一部負担します。）
- 2、授業の一部が遠隔授業になった時は、自宅もしくは大学で受講してください。大学で受講する場合は、配当講義室（当該授業時間帯）や情報処理センターの端末室（開放時間帯）で受講できます。配当講義室で受講するに当たっては、ノートパソコン等[※]を持参してください。ノートパソコン等を持っていない学生には、当該授業時間帯に限り、教務課でノートパソコンを貸し出します。

[※]貸し出しできるノートパソコンの数には限りがあります。ノートパソコンを持っている学生は、持参してください。